

# 中央公園第二期整備計画推進会議要綱(案)

## (目 的)

第1条 誰もが憩い、多世代が交流できる快適な空間を創出し、訪れたい魅力ある魅力的な公園整備を目指して、中央公園の第二期整備計画を策定し、公園の活用及び整備に係る取組の推進を図るため、中央公園第二期整備計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (区 域)

第2条 推進会議の対象区域は、図1に示す範囲とする。ただし、必要に応じ、その周辺についての検討等も行うことができるものとする。

## (所掌事項)

第3条 推進会議は、次の事項についての意見聴取及び合意形成を行う。

- (1) 中央公園第二期整備計画の策定に関する事
- (2) 計画における活用及び整備に関する事
- (3) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項

## (構 成 員)

第4条 推進会議の構成員は、中央公園に関係する組織等の代表者のほか、会長がこの会議の目的のために必要と判断する組織の代表等とする。（表1：「中央公園第二期整備計画推進会議構成員」参照）

- 2 会長は、市長が務め、市長が会議に欠席する場合は副市長が代理を務める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、推進会議全体を総括する。
- 4 推進会議の発足後においても、会長の判断により、組織の代表等の推進会議への参加を認めるものとする。
- 5 会長は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させることができる。
- 6 構成員の任期は、中央公園第二期整備の実施設計が完了するまでとする。

## (運 営)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会議を運営する。

- 2 推進会議は、過半数の出席により成立するものとする。

## (会議の公開と会議内容等の公表)

第6条 会議は原則公開とする。

- 2 会長は、会議終了後、会議の内容等の要旨を作成し、公表する。

## (事 務 局)

第7条 推進会議の事務局は、豊田市役所に置き、所管は公園緑地整備課とする。

- 2 事務局は、会議の運営、構成員への連絡、その他本会の庶務を取扱う。
- 3 事務局員は、構成員及び豊田市職員が務め、それ以外については、会長の指名により若干名の追加ができるものとする。

## (そ の 他)

第8条 本要綱に定めのない事項については、推進会議の承認を得て会長が定めるものとする。

## 附 則

この規約は、平成30年8月10日から施行する。

図1 中央公園第二期整備計画推進会議 対象区域

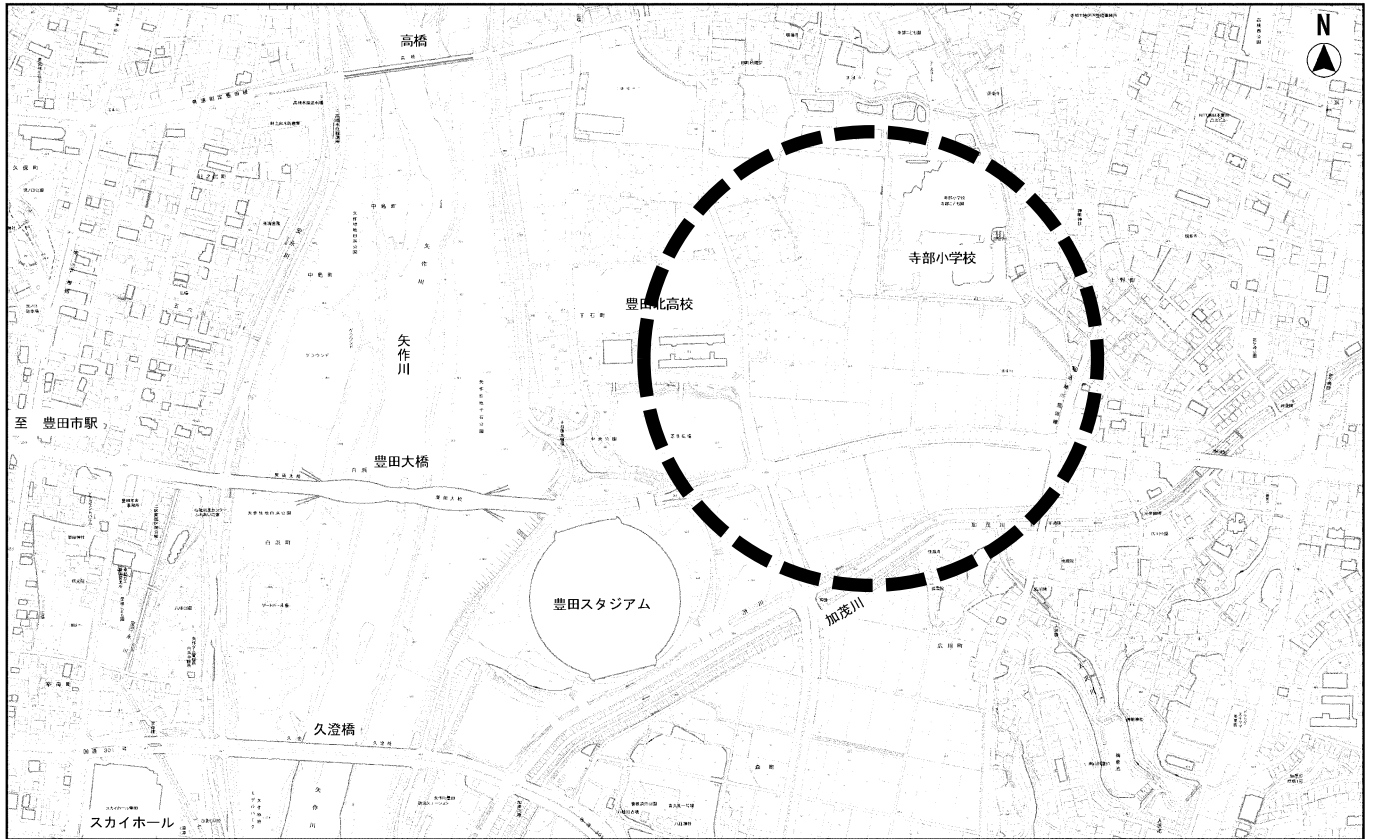


表1 中央公園第二期整備計画推進会議 構成員(案) (敬称略)

区分	構成員	役職
地域経済代表	豊田商工会議所	会頭
	トヨタ自動車株式会社	総務部長
地域まちづくり代表	豊田まちづくり株式会社	代表取締役
	豊田市区長会 (高橋地区)	区長
	豊田市区長会 (美里地区)	区長
商業・事業者等	株式会社 豊田スタジアム	代表取締役社長
	名古屋鉄道株式会社	経営戦略部長
	株式会社 JTB	事業推進担当部長
	一般社団法人 ツーリズムとよた	事務局長
市民等関係団体 (公園利活用)	公益財団法人 豊田市体育協会	会長
	豊田森林組合	組合長
	豊田市アーバングリーン協会	会長
	夢農人とよた	会長
	とよた下町おかみさん会	会長
	子育て支援団体 キッズプランナー	代表
	一般社団法人 おいでん・さんそん	代表理事
とよた市民活動センター	所長	
行政機関	豊田市	市長
オブザーバー	株式会社名古屋グランパスエイト	広報コミュニケーション部長
	愛知県公園緑地課	課長